

「アゼリアガーデン・訪問リハビリセンター利用契約」

(契約の目的)

第1条 アゼリアガーデン・訪問リハビリセンター（以下「甲」という。）は、要介護（介護予防にあっては要支援）認定を受けた利用者（以下「乙」という。）と、介護保険法令の趣旨に従って、アゼリアガーデン・訪問リハビリセンター利用契約を締結する。この契約に基づき、甲は、乙の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことおよび乙が一日でも長く居宅での生活を維持できることを目指して、訪問リハビリテーションサービス（または介護予防通所リハビリテーションサービス、以下同じ。）を提供する。また、乙は、この契約に基づき甲が提供するサービスに対する料金を支払う。

(契約期間)

第2条 本契約は、「アゼリアガーデン・訪問リハビリセンター利用契約書」に記載する契約締結日から乙の要介護認定期間または要支援認定期間の満了日まで効力を有する。

2 乙から第3条に規定する解約の申し出がなく、かつ、乙の要介護認定または要支援認定が更新されたときは、本契約は引き続き効力を有する。

(契約の解除)

第3条 乙は甲に対し、利用中止の意思表示をすることにより、乙の居宅サービス計画（または介護予防サービス計画、以下同じ。）にかかわらず、本契約を解除することができる。ただし、利用中止の意思表示は契約解除の3日前までに行わなければならない。なお、この場合、乙は、速やかに乙の居宅サービス計画作成者に連絡するものとする。

(契約の解除)

第4条 甲は、乙に対し、次に掲げる場合には、本契約を解除することができる。

- (1) 乙の病状、心身状態等が著しく悪化し、甲が適切な訪問リハビリテーションサービスの提供が不可能と判断した場合
- (2) 乙が、本契約に定める利用料金を2ヵ月以上滞納し、その支払いの督促の日から10日以内に支払わない場合
- (3) 乙または乙の家族や関係者等が、甲または甲の職員に対して、誹謗中傷、暴言、暴行、窃盗、ハラスメントその他、乙の利用継続が困難となる程度の背信行為または反社会的行為を行った場合
- (4) 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、乙が甲を利用することができない場合

(利用料金)

第5条 乙は甲に対し、「契約書別紙」に基づき、下記(1)および(2)の合計額を支払う義務を負う。ただし、甲は、経済状況等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがある。

- (1) 本契約に基づく訪問リハビリテーションサービスの対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額

- 2 甲は、乙が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書および明細書を、毎月中旬に送付し、乙は甲に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとする。
なお、支払いは、口座振替（自動引落）を原則とする。
- 3 甲は乙から、第1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、乙に対して領収証を発行する。甲は、利用料請求書兼領収証への領収印押印をもって領収証とすることができる。

（記録）

- 第6条 甲は、乙への訪問リハビリテーションサービス提供に関する記録を作成し、その記録を契約終了後2年間保管する。
- 2 甲は、乙が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、これに応じる。ただし、乙の扶養者その他の者（乙の代理人を含む。）に対しては、甲は、乙の承諾がある場合または必要と認める場合に限り、これに応じる。

（秘密の保持および個人情報の保護）

- 第7条 甲とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た乙またはその家族等に関する秘密および個人情報を、正当な理由なく第三者に提供しない。ただし、次の各号に掲げる情報提供は、乙およびその親族の代表者の書面による同意（個人情報の利用に関する同意書）を得て、行うこととする。
- (1) 介護保険サービスの利用のための市町村および居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、または適切な在宅療養のための医療機関等への情報の提供。
 - (2) 介護保険サービスの向上のため、学会、研究会等で行う事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないよう匿名にして使用する。
- 2 前項に掲げる事項は、本契約終了後も同様とする。

（緊急時・事故発生時の対応）

- 第8条 甲は、乙に対し、甲における訪問リハビリテーションサービスが困難、または専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介する。
- 2 前項のほか、乙の心身状態の急変その他事故発生時の場合は、甲は、乙があらかじめ指定する者に対し、緊急に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

（要望または苦情等の申出）

- 第9条 乙は、甲の提供する訪問リハビリテーションサービスについての要望または苦情等があるときは、それを、事務部長に申し出、または管理者宛ての文書で母体施設である老人保健施設アゼリアガーデンの所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函することとする。

（賠償責任）

- 第10条 訪問リハビリテーションサービスの提供に伴い、甲の責に帰すべき事由により乙が損害を被った場合、甲は乙に対して損害を賠償するものとする。

2 乙の責に帰すべき事由により甲が損害を被った場合、乙は甲に対してその損害を賠償するものとする。

(契約に定めのない事項)

第 11 条 この契約に定めのない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、甲と乙が誠意をもって協議するものとする。

〈契約書別紙1〉

訪問リハビリテーションについて(2025年4月1日現在)

1. 介護保険証の確認

訪問リハビリテーション利用契約お申込みに当たり、利用者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 訪問リハビリテーションの概要

訪問リハビリテーションは、要介護者（または要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画（または介護予防サービス計画）に基づき、居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、心身の機能の維持回復を図るために提供するサービスです。

3. 他機関との連携

訪問リハビリテーション利用中の、急変時には利用者の担当医と連携をとります。

4. 利用料金

保険給付の自己負担額（介護予防含む、①②については負担割合1割の場合の金額であり、2割・3割の場合もあります）

① 基本単価（地域単価・サービス提供体制費用を含む）

要支援 1回当たり（20分以上） **321円**

要介護 1回当たり（20分以上） **332円**

ただし、3ヵ月以内に施設医が診療していない場合 **53円減額**

※ 要支援の利用者で12ヵ月を超えて利用される場合は **32円減額**

② サービス費用（該当の場合、地域単価含む）

・短期集中リハビリテーション費用（1日当たり）

退院（所）後3ヵ月以内 211円

・リハビリテーションマネジメント費用（1ヵ月当たり） 225円（要介護者のみ）

（事業所医師が利用者に説明同意を得た場合285円加算）

・移行支援費用 18円（1日当たり・要介護者のみ）

・認知症短期集中リハビリテーション費用（1日当たり） 254円

・口腔連携強化費用（1ヵ月に1回） 53円

・退院時共同指導費用（1回限り） 633円

③ 交通費（長岡京市・向日市・大山崎町以外の場合）

・1回につき 500円

④ 訓練材料費

・創作活動（木工・皮細工・編み物・マクラメ・手芸など）

や調理訓練にかかる材料費 実費

⑤ キャンセル料（1日当たり） 2,000円

訪問リハビリサービスの変更や中止は、利用予定日前日までにお願いいたします。

利用日に利用の中止を申し出た場合は、キャンセル料が発生します。

ただし、契約者の体調不良等正当な理由のある場合は、キャンセル料は発生しませんが、ご連絡はご利用開始時刻の1時間前までにお願いいたします。